

アジア地域における環境影響評価に関する国際ワークショップ の結果について（お知らせ）

平成 27 年 2 月 26 日（木）
環境省総合環境政策局
環境影響評価課
課長：大森 恵子（内 6230）
課長補佐：相澤 寛史（内 6233）
課長補佐：福島 慶三（内 6239）
担当：中村 祥（内 6234）
電話：03-3581-3351（代表）
03-5521-8236（直通）

環境省は、アジア地域における環境影響評価に関する国際ワークショップを平成 27 年 2 月 24 日（火）、25 日（水）に開催しました。

本ワークショップは、アジア各国における環境影響評価の実務に携わる関係者が一堂に会する日本で初めての会合であり、アジア 14 カ国、米国、オーストラリア及び日本の環境影響評価の実務に携わる政府関係者、専門家、事業者、NGO/NPO、国際機関等により、アジア諸国における環境影響評価の制度及び実施・運用に関して、現状と課題を共有するとともに、可能な解決策について議論を行いました。本ワークショップで行われた議論が今後のアジア地域における環境影響評価の推進に有意義であることが参加者により確認されたことを踏まえ、関係者は、今後も引き続き連携していくこととなりました。

1. 目的

アジア諸国における環境影響評価の制度及び実施・運用に際しての現状を共有し、各国が有する共通課題を抽出し、各国におけるより良い環境影響評価の実現に向けたアジア地域内における協力を推進するため、アジア各国関係者等によるワークショップが開催されました。本ワークショップは、アジア各国における環境影響評価の実務に携わる関係者が一堂に会する日本で初めての会合です。また、我が国事業者の海外への円滑かつ環境に配慮した事業展開に資することも目的としています。

2. 日時：平成 27 年 2 月 24 日（火）、2 月 25 日（水）

3. 場所：ヴィラフォンテーヌ東京汐留会議場
〒105 - 0021 東京都港区東新橋 1 - 9 - 2

4. 主催・協力等

主催：環境省 協力：アジア開発銀行(ADB) 事務局：地球環境戦略研究機関(IGES)

5. 参加者

参加総数 70 名程度

・アジア 14 カ国(カンボジア王国、中華人民共和国、インド、インドネシア共和国、大韓民国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、モルディブ共和国、ミャンマー連邦共和国、パキスタン・イスラム共和国、フィリピン共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国)及び日本の環境影響評価の実務に携わる政府関係者、専門家、事業者、

NGO/NPO

- ・アメリカ合衆国及びオーストラリア連邦政府関係者
- ・援助機関等の国際機関(ADB、国際金融公社(IFC)、国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)、アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、世界銀行 等)
- ・その他環境影響評価に係る海外関係者

6. 概要

- ・1日目午前中の全体会合では、アジア地域の環境影響評価制度及びその実施に際しての共通課題について概観した後、今回、日本国環境省が環境影響評価に関する調査を実施したアジア地域6カ国(カンボジア、インドネシア、韓国、ミャンマー、タイ、ベトナム)、及び環境省より、各国の環境影響評価の実施における優良事例について発表が行われた。

また、1日目午後にはテーマ別に4つの分科会(上位計画・戦略的環境アセスメント、環境影響評価の品質向上、情報公開及び公衆参加、環境保全措置及びモニタリング)において議論が行われた。

- ・2日目には、開発援助機関、NGO等によるアジア地域における環境影響評価の推進に向けた取組と今後の方向性について発表があった。最後に、議長サマリーがとりまとめられた。議長サマリイの内容は以下のとおり。(議長サマリー(抄)仮訳は別添)

「環境影響評価は、持続可能な開発を促進する有用なツールであり、その効果的な実施のためにも、各国がお互いの経験を学びあうことが重要であること、また、本ワークショップがアジアにおける環境影響評価についての概念、課題、優良事例を共有する上で、有意義な機会となったこと、及び、今後同様の機会が継続されることへの期待、さらに、既存のネットワークとも連携を図りながら、本ワークショップで培われた緩やかなネットワークを通じた相互のコミュニケーションと協力を継続していくことが合意された」

アジア地域における環境影響評価に関する国際ワークショップ議長サマリー(抄)

- 1 . アジア地域における環境影響評価に関する国際ワークショップが、2015年2月24日から25日にかけて東京において開催された。
- 2 . 本ワークショップは、アジア開発銀行の協力により環境省が主催した。15のアジア諸国(カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ及びベトナム)の政府担当官及び専門家、ならびにアジアにおいて環境影響評価に関する国際協力を行っている世界銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米国環境保護庁、米国国際開発庁、オーストラリア政府等の開発機関及び、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)等の国内の開発機関の環境影響評価担当部署の代表者、事業者、NGO等がこのワークショップに参加した。
- 3 . 環境省総合環境政策局の小林正明局長が開催の挨拶を行い、アジア開発銀行地域協力・持続可能開発局のアフマド次長、及び本ワークショップの事務局を担当した公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)の森秀行所長が本ワークショップの共同議長を務めた。
- 4 . 1日目午前中の全体会合では、アジア地域の環境影響評価制度及びその実施に際しての共通課題について独立コンサルタントのステューブン・リントナー氏からの発表があり、これに続いて、今回、日本国環境省が環境影響評価に関する調査を実施したアジア地域6カ国(韓国、ベトナム、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー)の参加者及び環境省より、各国の環境影響評価実施における優良事例について発表が行われた。発表の概要は以下のとおり。
 - ・韓国からは、上位計画への環境影響評価又は戦略的環境アセスメント(SEA)について、環境影響評価制度発展上のひとつの重要な要素としてSEAが導入され、初期段階における代替案及び顕著な環境影響の分析を行うことにより、紛争の回避や事業承認に要する時間の短縮等の効果があることについて報告があった。
 - ・ベトナムからは、国の水力発電マスタープラン策定に際してSEAを実施し、火力発電を含む他のエネルギー源への転換を含む複数シナリオ案に係る影響分析が行われたことについて報告があった。
 - ・インドネシアからは、環境影響評価の質の向上に向けた取組について、環境影響評価コンサルタント及び審査員に対するウェブ上での情報提供を含む体系的な研修制度、及びコンサルタントに対する試験・資格制度の報告があった。

- ・タイからは、セクター別の外部専門家や独立専門機関による審査体制、スマートフォンによる環境影響評価情報の公開及び公衆参加の強化に関する取組について報告があった。
- ・カンボジアからは、情報公開及び公衆参加について、環境影響評価のスクリーニング段階から始まる公衆参加の取組について紹介があり、これにより地元住民の関心事項、土地利用や政府による既存の土地貸与の状況、及び文化的、歴史的又は環境保全上重要な地域の把握に役立っていることについて報告があった。
- ・ミャンマーからは、事業承認後の環境保全措置及びモニタリングの実施について、市民団体が果たす役割の重要性、特にモニタリングの共同実施や科学的モニタリングデータの重要性について報告があった。
- ・環境省からは、リニア新幹線の環境影響評価に際しての環境大臣意見への対応の事例等、環境管理計画策定及びモニタリングに関する取組について報告を行った。

5．また、IGES から 6 カ国の調査結果に基づいて、環境影響評価制度・運用実態に関する地域の共通課題、及びこれら課題の解決に向けた取組の方向性等について報告発表があった。

6．これらの発表を受けて行われたパネルディスカッションでは、環境影響評価の進展のきっかけ、改善のための方法及び環境影響評価の制度やその運用の強化のために優先的に取り組むべき事項等について議論があった。この中で、韓国、インドネシア及びカンボジアの経験から、国民的関心の高まり、地方分権化の進展及び民主化等が環境影響評価制度を強化するきっかけになっているという報告があった。また、こうした経験や各国から報告された優良事例に基づき、以下のような提言があった。

- ・地域規模（例えば日中韓、メコン流域、太平洋諸島等）ごと、又はセクター（水力発電や水供給等）ごとのパートナーシップに基づく協働の促進
- ・セクターごと又は土地利用計画等の計画段階での戦略的環境アセスメントの適用促進
- ・人材や資金が限定的な中で優先順位をつけて重要な課題から取り組むことの重要性
- ・専門家と政策決定者の連携の強化
- ・地域内の環境影響評価の実務者が集い、各国が提供できる経験・知識と、必要とされる知識をつなぐ情報共有の場（クリアリングハウス）の設置
- ・適切な情報開示に基づく包括的な公衆参加手続きの重要性
- ・地域内での優良事例についてさらに掘り下げた調査の実施
- ・アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）が持つ情報集約・提供機能の活用

7．1 日目午後には 4 つのテーマ別分科会の下、それぞれ以下の議論が行われた。

- ・上位計画環境影響評価・SEA を主題とするグループでは、(1)政治的意思、(2)法令・規制、(3)省庁間の協力調整、(4)透明性、(5)協議、(6)人的・財政的資源及び(7)各国間の協力調整に関わる課題が提起された。解決策としては、(1)資源およびデータの確保、(2)各国間協力への強力なリーダーシップ及び(3)効果的な協議が提案された。優先順位の高い事項は、南・南協力及び実務家の連携・ネットワークであるとされた。
 - ・環境影響評価の品質向上を主題とするグループでは、(1)ベースライン・データの収集、(2)環境影響評価レポートの質の確保及び(3)環境影響評価結果のプロジェクト・デザインへの反映が議論された。韓国の環境影響評価サポートシステムが、基礎データ提供及び環境影響評価レポートへのパブリックコメント開示に関する優良事例として紹介された。環境影響評価コンサルタント及び審査者の資格認定と継続的なトレーニングも紹介された。環境影響評価のプロジェクト・デザインへの反映は、プロジェクトの早い段階からの関わりや、トップダウン、ボトムアップ、経済的手法の組み合わせにより促進されるため、これらについて相互学習することが示唆された。
 - ・情報公開及び公衆参加を主題とするグループ C では、(1)地域レベルから地球的レベルまで全レベルでのステークホルダーの特定、(2)文化、宗教、識字、ジェンダー、生物物理的側面における多様性の認識、(3)コミュニティの期待への対応、(4)援助機関及び国により異なる基準、(5)限られた予算措置が課題として挙げられた。想定される対応策として、(1)リスクマネジメントや、(2)早い段階からの公衆参加、(3)協議目的の明確化、(4)環境対策及びプロジェクトのプラスの側面の紹介、(5)NGO 及び市民社会との協働、(6)公衆参加に関する地域・分野別ガイドラインについて議論された。また、地域的背景に対応した情報提供、SEA 及び累積影響評価への公衆参加も今後の方向性として挙げられた。
 - ・環境保全措置及びモニタリングの実施を主題とするグループでは、事業主体の能力が不十分であり、実施そのものが不十分であることが課題とされた。主な討議分野は、(1)汚職、(2)効果的モニタリング、(3)国及び地方レベルでのモニタリング能力、(4)ステークホルダーの参加、(5)環境管理計画と環境影響評価の連携、(6)規制主体及び事業主体の権限であった。クリアリングハウス及び相互学習が今後の方向性として挙げられた。
- 8 . 2 日目には、開発援助機関や学術機関、NGO によるアジア地域における環境影響評価推進に向けた取組と今後の方向性について以下の発表があった。
- ・国際金融公社のサミア・シン氏から、国際金融公社による民間投資における基準設定に関わる環境影響評価の取組について紹介があった。
 - ・アジア開発銀行のマーク・クンザー氏から、技術支援や政策対話、他機関との協

力を通じた国別の環境影響評価制度の効果と利用の取組が紹介された。

- ・世界銀行のロス・バトラー氏から、太平洋島しょ国の環境社会の持続可能性ラーニングセンターの設置や、地域の環境社会配慮政策の予測強化のための基本的な資料やツールが紹介された。
- ・米国環境保護庁のジェーン・ニシダ氏から、米国環境保護庁が米国国際開発庁、メコンパートナーシップ、アジア開発銀行、アジア環境法遵守執行ネットワーク (AECEN)、ハノイのアジア工科大学院等との連携で進めるメコン下流域における環境影響評価強化支援プロジェクトについて紹介があった。
- ・国際協力機構の加治貴氏から、環境社会配慮の地域化や、国際協力機構の事業における政府関係者や地域コンサルタントへの現場でのトレーニングの機会の提供などを通じた支援について紹介された。
- ・オーストラリア政府のエスター・エワガタ氏から、オーストラリア外務貿易省の援助と環境政策、環境影響評価制度と実施のためのキャパシティ構築に関するコミットメントについて紹介があった。
- ・千葉商科大学の原科幸彦教授から、国際影響評価学会 (IAIA)などのネットワークを通じた各国制度に関する情報交換など、日本の環境影響評価法整備に対する学会の貢献及び 2016 年 5 月に IAIA 年次大会の名古屋開催について紹介された。
- ・コンサベーション・インターナショナル日本の日比保史氏から、生物多様性に関する環境影響評価における NGO の役割や、ビジネスと生物多様性のオフセットプログラムと自然資本勘定について紹介があった。

また、総括的なコメントとして、スティーブン・リントナー氏から、気候変動への対応といった新しい技術的な課題だけでなく、地方分権のような組織的な課題に対応していくためにも、アジア各国や援助機関、米国やオーストラリア政府、学術機関、NGO、民間機関と、協力して取組を進めていくことの重要性が強調された。

9 . 結論

環境影響評価は、持続可能な開発を促進する有用なツールであり、その効果的な実施のためにも、各国がお互いの経験を学びあうことが重要であることが確認された。また、本ワークショップがアジアにおける環境影響評価についての概念、課題、優良事例を共有する上で、有意義な機会となったこと、及び、今後同様の機会が継続されることへの期待が表明された。さらに、既存のネットワークとも連携を図りながら、本ワークショップで培われた緩やかなネットワークを通じた相互のコミュニケーションと協力を継続していくことが合意された。

(以上)